

第7章 融資あつせん・助成金制度

第7章 融資あっせん・助成金制度

本市の環境衛生の向上を図るため、秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（以下「助成規程」という。）に基づき、一定の条件を満たし、既設のくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に水洗便所改造等資金（以下「資金」という。）の融資あっせんおよび助成を行っている。

なお、これは同一の排水設備につき、いずれか1回限りである。

第1節 融資あっせん制度

1 融資あっせんの対象者

(1) 公共下水道、農業集落排水

既設のくみ取便所（官公署および法人等は除く）を水洗便所に改造しようとする者又は既設の浄化槽を廃止し、公共下水道又は農業集落排水に接続しようとする者。

また、雑排水を排水するための排水設備のみを設置しようとする者とする。

(2) 個別排水処理施設

秋田市個別排水処理施設条例第7条の規定に基づく市設置型の個別排水処理施設の者であって、既設のくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者又は、既設の浄化槽を切替えようとする者。

2 資格

資金の融資あっせんを受けようとする者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない（助成規程4条）。

- (1) 本市で公示した処理区域内における住宅の所有者又は居住者（所有者の承諾を得られる場合に限る。）であること。
- (2) 申請日現在において、市税の滞納がないこと。
- (3) 秋田都市計画下水道事業受益者負担金、秋田市公共下水道事業分担金、秋田市農業集落排水事業分担金又は個別排水処理施設整備事業分担金の滞納がないこと。
- (4) 生活保護法による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている世帯に属していないこと。
- (5) 資金の融資あっせんを受ける場合は、融資を受けた額の償還能力を有し、かつ、確実な連帯保証人がいること。

3 融資あっせん金額等

資金の融資あっせんにおける要件や金額は、工事に要した費用の範囲内において、以下のとおりとしている。

(1) 金額および償還方法

資金の融資あっせん金額および償還方法表 7-1 のとおりである。

表 7-1 金額および償還方法

工事内容	建物区分	金額	償還方法 (毎月均等)
くみ取り式トイレ改造	一般住宅	1 戸 70 万円以内	70 月以内
	貸家・アパート	ア 便槽の数が 1 槽の場合 70 万円以内 イ 便槽の数が 2 槽以上の場合 1 槽につき 60 万円以内、300 万円を限度	
浄化槽切替え	一般住宅	1 戸 30 万円以内	30 月以内
	貸家・アパート	ア 槽の数が 1 槽の場合 30 万円以内 イ 槽の数が 2 槽以上の場合 1 槽につき 25 万円以内、125 万円を限度	
既設浄化槽から個別排水処理施設	一般住宅	1 戸 50 万円以内	50 月以内
	貸家・アパート	ア 槽の数が 1 槽の場合 50 万円以内 イ 槽の数が 2 槽以上の場合 1 槽につき 25 万円以内、125 万円を限度	30 月以内
雑排水のみ	一般住宅 貸家・アパート	1 戸 30 万円以内	30 月以内
ポンプ設備設置	一般住宅 貸家・アパート	1 戸 40 万円以内 (上記工事との併用に限る)	主たる工事の償還期間

(2) 金融機関

資金の融資あっせんの取扱いが可能な金融機関は、以下のとおりである。

- ア 秋田銀行
- イ 北都銀行
- ウ 秋田信用金庫
- エ 秋田県信用組合
- オ 東北労働金庫
- カ 秋田なまはげ農業協同組合

(3) 返済および審査事項等

- ア 約定支払期日（銀行支払日）
毎月 2 日、8 日、18 日の 3 回のうちいずれか。
- イ 返済
融資を開始日の翌月から返済する。
- ウ 連帯保証人

連帯保証人は、1名とし以下のとおりである。

(ア) 70万円までは家族も可とする。

(イ) 70万円を超え340万円までは、配偶者および1親等以内の者を除く、独立の生計者とする。

エ 信用保証協会の保証は必要としない。

オ 申請人および連帯保証人の年齢について、上限はないものとする。

4 融資あっせんの申請の流れ

資金の融資あっせん申請の流れは、図7-1および表7-2のとおりである。

なお、これらの図表は、第3章第3節の図3-3、表3-3に、融資あっせん申請に関する説明を加えたものである。

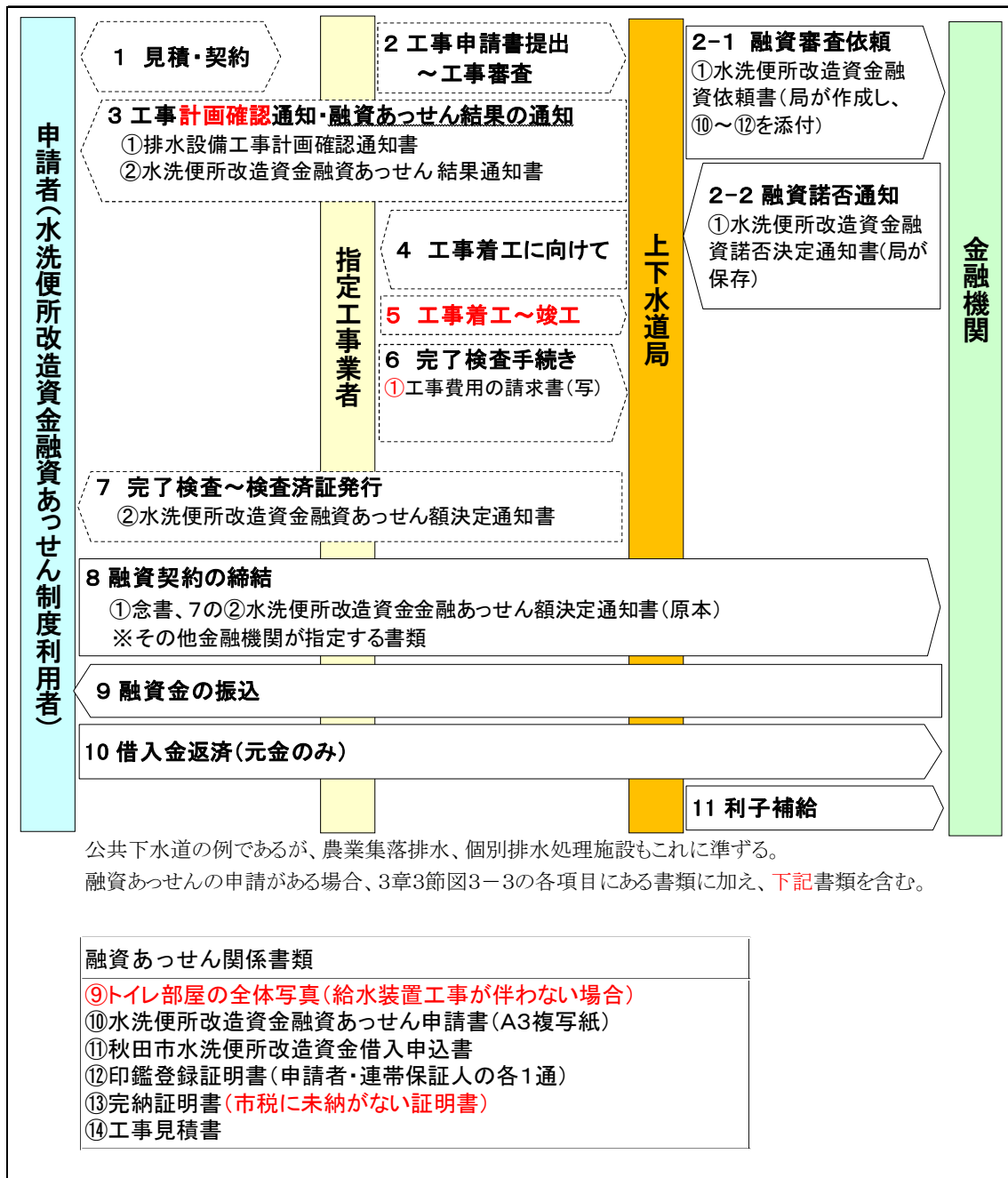


図7-1 融資あつせん申請の流れ

(1) 書類手続

資金の融資あっせん申請は、第3章第3節の表3-3に加え、表7-2のとおり、書類の手続きを行うものとする。

表7-2 融資あっせん申請に係る書類手続

No.	書類手続
1	<p>見積り～契約</p> <p>水洗便所改造資金融資あっせんを申請する者（以下、「申請者」という。）は、指定工事業者と工事の資金調達方法について協議し、融資あっせんを申請する場合は、以下のとおり手続きを行う。</p>
2	<p>工事申請書類等の提出および工事審査</p> <p>申請者は、局に以下の書類を提出する。</p> <p>⑨トイレ部屋の全体写真 給水装置工事が伴わない場合、トイレの全体写真（トイレの手洗い等の増設を伴うかを確認）を提出すること。</p> <p>⑩水洗便所改造資金融資あっせん申請書【様式集 27】（以下「融資申請書」という。）</p> <p>⑪秋田市水洗便所改造資金借入申込書【様式集 33】（以下「借入申込書」という。）</p> <p>⑫印鑑登録証明書（申請者および連帯保証人各1通）</p> <p>⑬完納証明書（市税に未納がない証明書） 市税に未納がないことを証明する「完納証明書」を提出（1か月以内に発行した証明書。）。</p> <p>⑭工事見積書</p> <p>ア 明細書を添付すること（衛生器具類、給水装置、大工工事など、本排水設備に係る工事の全てを記入したものを添付）。</p> <p>イ 融資あっせんの申請に記入する金額は、融資限度額および排水設備工事に係る金額以下とする。</p> <p>ウ 数量、規格等は設計書と照合すること。</p> <p>エ 見積書に消費税を含む場合は、消費税の金額を明記すること。 （注）消費税を含む金額から値引きした場合、消費税額が分からなくなるため、これは行わないこと。</p> <p>オ 有効期限を明記すること（有効期限3か月以内）。</p>
2	<p>金融機関への融資審査依頼（局）</p> <p>局は、金融機関に融資資格の審査を依頼する。</p> <p>①水洗便所改造資金融資依頼書【様式集 29】 このほか⑩～⑫を添付する。</p>
2	<p>金融機関から融資諾否の通知（局）</p> <p>金融機関が局に審査の結果を通知し、局がこれを保存する。</p> <p>①水洗便所改造資金融資諾否決定通知書【様式集 35】</p>
3	<p>（工事計画確認通知）水洗便所改造資金融資あっせん結果の通知</p> <p>局は申請者に、②の水洗便所改造資金融資あっせん結果通知書を通知する。なお、この結果が「可」の場合、①の排水設備工事計画確認通知書を同時に通知するので、これらを受理した後に工事に着工する</p>

	<p>こと。</p> <p>融資の可否の欄が「否」の場合、申請者は以下のとおり局に書類を提出し手続きを行うこと。</p> <p>(ア) 工事の申請を取りやめる場合 排水設備工事計画取りやめ届【様式集 9】 水洗便所改造資金融資あっせん取りやめ届【様式集 31】</p> <p>(イ) 助成金に切替える場合 排水設備工事計画取りやめ届【様式集 9】 水洗便所改造資金融資あっせん取りやめ届【様式集 31】 第 2 節 4 の図 7-2 の 2 へ移り、手続きを行う。</p> <p>(ウ) 金融機関を変更する場合 排水設備工事計画取りやめ届【様式集 9】 水洗便所改造資金融資あっせん取りやめ届【様式集 31】 第 1 節 4 の図 7-1 の 2 へ戻り、手続きを行う。</p>
4～5 第 3 章第 3 節、表 3-3、4～5 参照	
6	<p>工事完了検査の手続き</p> <p>指定工事業者は、完了手続きの際に融資あっせんの範囲内であることを確認するため、工事費用が分かる請求書の写しを提出すること。</p>
7	<p>完了検査および検査済証の発行</p> <p>局は、完了検査に合格した申請者に検査済証のほか、②の水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書（【様式集 32】）を送付する。</p>
8	<p>金融機関と融資契約の締結</p> <p>申請者は、局からの上記②の水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書を受領した後、この通知書（原本）と①の念書（【様式集 34】）を準備し、速やかに金融機関へ連絡し融資契約の手続きを進める。</p>
9	<p>融資金額振り込み</p> <p>金融機関は、申請者が指定する口座に融資金額を振込む。</p>
10	<p>融資借入金の返済</p> <p>申請者は、融資を受けた金融機関に、融資が開始された日の翌月から借入金を返済する。なお、融資の利子は局が負担することから、申請者は元金を月割で均等に返済するものである。</p>
11	<p>利子補給</p> <p>局は、申請者が借入した融資の利子を、金融機関に四半期末ごとに支払う。</p>

(2) 融資あっせん申請における注意事項

- ア 融資申請書および借入申込書は、申請者および連帯保証人が自筆で記入するとともに、実印で押印すること。
- イ 印鑑登録証明書は、できる限り融資あっせん申請日に近いものにする（発行日から 3 か月以内を目安とする）。
- ウ 融資申請書は、**借入申込額の訂正はできないものの**、これ以外を訂正する場合、この箇所に 2 重線（黒）を引き、申請者および連帯保証人それぞれの実印を押印し、余白に訂正内容を記入する。

ただし、捨印を押印することにより、軽微な訂正の押印は不要であるが、この場合は上部欄外の余白に“〇〇字加筆、〇〇字削除”等を記載すること（様式集 28 の記載例を参照）。

第 2 節 助成金制度

1 助成金の対象者および資格

助成金の対象者および資格は、第 1 節 1 の融資あっせんと同様である。

2 助成の対象および交付金額

助成の対象は、くみ取り便所を水洗便所に改造、雑排水のみを排水するため又は既設浄化槽を廃止して公共下水道等に接続する工事であり、助成の交付金額は表 7-3 のとおりである。

表 7-3 助成の対象および交付金額

建物区分	金額
一般住宅	ア 公示日 ^(注1) から 3 年以内 4 万円 イ 公示日から 3 年を経過 2 万円 令和 8 年度末廃止（令和 9 年 3 月 3 1 日までに交付決定を受けた申請が対象）
貸家・ アパート	ア 便槽又は浄化槽の数が 1 の場合は、一般住宅と同じ イ 便槽又は浄化槽の数が 2 以上ある場合 (ア) 公示日から 3 年以内 4 万円 （総額 20 万円を超えない範囲） (イ) 公示日から 3 年を経過 2 万円 令和 8 年度末廃止（令和 9 年 3 月 3 1 日までに交付決定を受けた申請が対象） （総額 10 万円を超えない範囲）

（注 1）公示日：法第 9 条第 1 項および秋田市農業集落排水施設条例第 6 条に規定する供用開始の公示の日ならびに秋田市個別排水処理施設条例第 7 条の規定による設置完了の通知を受けた日。

3 助成金の申請の流れ

助成金申請の流れは、図 7-2 および表 7-4 のとおりである。

なお、これらの図表は、第 3 章第 3 節の図 3-3、表 3-3 に、助成金申請に関する説明を加えたものである。



図 7 - 2 助成金の申請の流れ

(1) 書類手続

資金の助成金の申請は、第3章第3節の表3-3に加え、表7-4のとおり、書類の手続きを行うものとする。

表7-4 助成金交付申請に係る書類手続

No.	書類手続
1	見積り～契約 水洗便所改造資金助成金交付を申請する者(以下、「申請者」という。)は、指定工事業者と工事の資金調達方法について協議し、助成金を申請する場合は、以下のとおり手続きを行う。
2	工事申請書類等の提出および工事審査 申請者は、局に以下の書類を提出する。 ⑨ トイレ部屋の全体写真 給水装置工事が伴わない場合、トイレの全体写真(トイレの手洗い等の増設を伴うかを確認)を提出すること。 ⑬ 完納証明書(市税に未納がない証明書) 市税に未納がないことを証明する「完納証明書」を提出(1か月以内に発行した証明書)。 ⑭ 工事見積書 ア 明細書を添付すること(衛生器具類、給水装置、大工工事など、本排水設備に係る工事の全てを記入したものを添付)。 イ 数量、規格等は設計書と照合すること。 ウ 見積書に消費税を含む場合は、消費税の金額を明記すること。 (注) 消費税を含む金額から値引きした場合、消費税が分からなくなるため、これは行わないこと。 エ 有効期限を明記すること(有効期限3か月以内)。
3	(工事計画確認通知) 助成金決定の通知 局は申請者に、①の排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書【様式集5】を通知する。なお、これは第3章第3節の表3-3の3と同じ様式の通知書である。
4～5	第3章第3節、表3-3、4～5参照
6	完了検査手続き 申請者は、完了検査の申込み時に、下記の書類を提出する。 ①水洗便所改造資金助成金請求書【様式集37】(以下「請求書」という)。 また、請求書の金額は、3の交付決定通知書のコピーを記載するものとし、その他は、様式集の下段を参照すること。
7	第3章第3節、表3-3、7を参照
8	助成金の振込み 局は、申請者が指定する口座に助成金を振込む。

(2) 助成金における注意事項

ア 請求書の記入は、申請者の自筆とすること。

イ 請求書を訂正する場合、**当該箇所**に2重線（黒）を引き、申請者の訂正印を押印し、余白に訂正内容を記入する。**（金額の訂正は不可）**

ウ 助成金の交付を受けないことも可能とするが、その際は後日請求をしない旨の誓約書を提出する必要がある（第3章第2節の7表3-1を参照。）。

(3) 助成金の取りやめ

申請者は、助成金制度の利用を取りやめる場合、指定工事業者を通じ、局に書類を提出すること（水洗便所改造資金融資あっせん・助成金取りやめ届【様式集31】）。